

平成 22 年度長野市の保育所保育料について

保育家庭支援課

1 保育料改定審議の主旨

長野市の保育料（公立・私立保育所）の決定にあたっては、法令上、審議会の答申を必要とはされておりませんが、長野市は、昭和 50 年から審議会の答申を踏まえながら保育料を決定しています。

2 保育に要する経費と保育料

保育所の運営は、本来、国が定めた運営費（児童を保育するため、最低基準を維持するために必要な経費）でまかなわれることになっており、運営費は、保護者と公費で負担します。保護者は、国の示す保育料基準に基づいて市が設定した保育料を所得に応じて負担し、残りを国と市で負担しています。

なお、市は子育て世帯の負担に配慮し、保育料の一部を軽減しています。

【参考】長野市の保育園運営費の負担状況（イメージ図）

負担割合は運営費を 100 とした場合の概ねの数値

保育料(保護者の負担) 35%	保育料軽減分(市の負担) 15%	市・国の負担 50%
--------------------	---------------------	---------------

3 これまでの審議経過

保育料については、前年分の所得税額等を基に決定しており、平成 19 年分の所得税については、所得税定率減税の廃止及び、国から地方への税源移譲による税制改正があり、平成 20 年度の保育料は、税制改正前の所得税額と変わらない場合、前年度と同額になるよう長野市保育所保育料徴収基準額表を改正しました。

なお、平成 21 年度の保育料は子育て世帯への負担軽減の配慮と少子化対策の一環として、平成 20 年度の保育料を据え置きとしました。

(裏面 平成 21 年度長野市保育料徴収基準額表 参照)

4 平成 22 年度の保育料について

現在のところ、国において改正の動きはありませんが、国の動向について注視してまいります。

平成21年度保育料徴収基準額表(月額)

長野市

階層 区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B1	A階層及びD階層を除く、 20年分所得税非課税世帯 で、右の区分に該当する世帯(注)	0	0
B2		1,800 (900)	1,200 (600)
C1	20年度分(19年分所得に対する)市町村民税課税世帯(注)	8,900 (4,450)	6,600 (3,300)
C2		9,900 (4,950)	7,600 (3,800)
D1	A階層を除く 20年分所得税課税世帯 で、その所得税額が右の区分に該当する世帯	7,500円未満 14,200 (7,100)	11,900 (5,950)
D2		7,500円以上 20,000円未満 19,400 (9,700)	16,800 (8,400)
D3		20,000円以上 40,000円未満 24,500 (12,250)	21,700 (10,850)
D4		40,000円以上 60,000円未満 31,500 (15,750)	25,200 (12,600)
D5		60,000円以上 80,000円未満 40,500 (20,250)	26,100 (13,050)
D6		80,000円以上 103,000円未満 44,000 (22,000)	26,600 (13,300)
D7		103,000円以上 183,000円未満 50,500 (25,250)	27,200 (13,600)
D8		183,000円以上 283,000円未満 53,600 (26,800)	28,700 (14,350)
D9		283,000円以上 413,000円未満 54,500 (27,250)	29,600 (14,800)
D10		413,000円以上 55,600 (27,800)	30,700 (15,350)

(注) 同一世帯から保育園、幼稚園又は認定こども園、特別支援学校の幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童デイサービスを利用している2人以上の就学前児童がいる場合、年齢の低い児童(2子目)に係る保育料は()内の額に軽減されます。なお、同一世帯から3人以上前記の施設のいずれかを利用している場合は、3子目(3番目に年齢の高い児童)以降の保育料は無料です。

保育園以外の幼稚園、認定こども園等に入所又は利用している就学前児童を保育料の算定対象人数に加えるには、<複数通園児童保育料軽減届出書>をご提出ください。

すべてのお子さんが保育園に通園している場合は、届出書の提出は必要ありません。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金を受けている方と同居の世帯の方が対象です。手帳及び受給証書の写しをご提出ください。

所得税・市民税は、配当控除や住宅取得控除等の税額控除適用前の額とします。

保育料は、入園した月の初日現在の年齢で認定し、入園後に年齢が変わっても、年度中は入園した月の年齢とします。